

質問① 建築確認について (a)は5頁のグラフに記載)				質問② 審査基準について				質問③ 建築確認制度で問題点			
	b. 最近の確認申請の取り扱い件数の傾向について、教えてください。特徴的なことがあればご記入ください。	c. 民間確認機関との違いについて、教えてください。貴行政庁での特徴的なことがあればお書きください。	d. 建築確認に要する平均的日数で、調査結果があれば教えてください。	e. 確認申請審査に当たり一番配慮しているポイントを教えてください。	f. 建築確認申請を提出する設計事務所が一番留意して欲しい項目は何ですか？	a. 貴行政庁では審査基準を成文化していますか？	b. していない行政庁では成文化される予定はありますか？	c. 貴行政庁では審査基準を公開していますか？	d. 審査基準の運用について、民間審査機関との違いについて。特徴的なことがあればお書きください。	日頃、建築確認審査業務をなさっていて、特に問題と思われること、改善が必要と思われることがあればお書きください。	
葛飾区 (建築課)	減少した。	建築確認提出後、現場調査を行っている。	ある(非適判物件に限る：9日)。	道路の接道用件。	特に集団規定(接道、敷地の設定、斜線制限)について留意して欲しい。	している。		していない。 公開に向け準備中。			
足立区 (都市建設部建築室建築審査課)	減少した。	なし。	ない。	道路の種類、幅員、集団規定のチェック(日陰や斜線等)。	法解釈が難しい物件は事前相談を行って欲しい。	している。		している。	法解釈が難しいものや考え方が分かれるものを載せている。	指定確認検査機関からの道路敷地照会において、業者が直接区へ問い合わせることが多々ある。業者へは直に回答しないので検査機関に対して問い合わせを願いたい。設計者は事前調査を十分行うよう努めていただきたい。	
江戸川区 (都市開発部建築指導課)	減少した。	現地審査をし、敷地状況を把握している。	ある。 6条1項1～3号物件：平均28.91日、 4号物件：平均11.83日。	確認審査等に関する指針に基づき適法性の確認をしている。	道路に関する調査を十分にすること(官民境界等調査)。意匠、構造、設備図面の不整合をなくすよう十分チェックすること。	している。		している。	特になし。	増築申請等で既存建築物の調査が十分に行われていない場合が多い。また法的解釈について、責任をもって判断せず、行政に委ねているため相談が多い。	
八王子市 (まちなみ整備部建築審査課)	減少した。		ない。	特に一番配慮しているというものは無い。	バリアフリー法、条例について留意して欲しい。土砂災害防止法について留意して欲しい。	していない。	昔からの取り決め、内規的なものはある。	ない。	今のところなし。ケースバイケースによる判断が多いため文章化することは難しい。個別の案件ごとに総合的に判断している。	していない。	バリアフリー条例4条の建物の規模については見直してもらいたい。
立川市 (都市整備部建築指導課)	減少した。	特になし。法文通りです。	ない。	迅速、適正。	毎回同じ指摘を受けないようにしている。	している。		していない。準備中。	民間の基準が不明なため分かりません。	指定確認検査機関に提出された申請の不明確な内容を代理人に特定行政庁へ確認するように伝えること。	
三鷹市 (都市整備部建築指導課)	減少した。	建築計画にあたり、建築基準関係規定以外に必要な届出についてお知らせしている(緑化、景観、ゴミ置場設置、まちづくり条例等)。	ない。		事前に道路調査をしっかりとってもらいたい。増築や用途変更の場合、境界を確認し、既存建物の適法性をしっかりと確認してもらいたい。	していない。	JCBAの取扱で運用している。	ない。	していない。	特になし。	用途変更も完了検査を義務とするべき。
府中市 (建築指導課)	変わらない。 民間確認機関が約9割を占めている。	特になし。	ない。	正確かつ迅速に対応。	敷地の接道状況を十分に事前調査をして欲しい。	していない。	法文、技術的助言等で運用しているため。	ない。	特になし。	特になし。	特になし。
調布市 (都市整備部建築指導課)	減少した。	(事前審査制度?はありません)。	ない。	法令に従い誤りなく確実な事務を行うこと。	規則第1条の3に基づき、添付図面、明示すべき事項は確実に添付明示して下さい。	していない。	法文、通達(技術的助言)等に基づいて審査を行っているため。	ない。左記と同様。	していない。 左記と同様。	指定確認機関の運用内容について不知のため分かりません。	特になし。
武蔵野市 (都市整備部建築指導課)	減少した。 既存不適格建築物に対する増築等の申請が増加している。	契約行為ではないため、事前の実質的審査は行わない。	ない。	工事着手予定年月日に配慮している。	法律上規定のある明示すべき事項の明示、図面間の整合確保など設計者の責任において最低限のチェックをした上で申請して欲しい。審査を受ける事を意識した図面の作成を心がけて欲しい(見やすい縮尺等)。	していない。	成文化することで成文化されていないからダメではないとして誤解を受けることが起こりうるため。	ある。未定。	していない。 左記と同様。	法の趣旨を逸脱しているような計画であっても法規定上明文化されていない事を理由に、法の拡大解釈をして確認処分をしている民間確認検査機関が見受けられる。設計者も基準法は最低限の基準である事をよく理解して設計すべきであると感じる。建築物完成後および竣工引渡しに際し、完了検査を建築主の拒否により受検をしていないケースや、道路後退に関する民民境の塀を違法状態のまま軽視する等が見受けられる。また、検査に合格し検査済証交付後に工事施工者関連の業者が外構工事にて建築物(カーポート、物置等)を違反増築するケースも多く見受けられる。このことにより施主に対し、後日大きな負担が課せられる事になるため、このような状況を発生させないために、設計者、監理者は設計段階から施主に対する十分な説明と適正な設計、現場監理をお願いします。	